

## 平成 24 年度熊本市障害者施策推進協議会（要旨）

### 1 開催日時

平成 24 年 11 月 21 日（水） 10：00～

### 2 会場

桜の馬場 城彩苑（多目的交流施設）

### 3 出席委員（50 音順）

相藤委員、一門委員、緒方委員、川村委員、熊川委員、田島委員、塘林委員、西岡委員、西川委員、日隈委員、丸住委員、丸谷委員、宮田委員、森田（哲）委員、森田（秀）委員、吉田委員

### 4 事務局職員

續健康福祉子ども局長、宮本健康福祉子ども局次長、進士障がい保健福祉課長、原田保健福祉審議員 ほか障がい保健福祉課職員

### 5 次第

#### 1. 開会

- ・ 委嘱状交付
- ・ 関係法令説明 等

#### 2. 会長等選出

#### 3. 議事

- ・ 熊本市における障がい保健福祉施策に関する現状と課題について
- ・ その他

#### 4. 閉会

### 6 議事概要

#### 2. 会長等選出

→ 委員の互選により、相藤委員（熊本学園大学社会学部准教授）を会長に選出

→ 相藤会長により、一門委員（ルーテル学院大学人文学部教授）をあらかじめ会長の指名する委員（副会長）に指名

#### 3. 議事

- ・ 熊本市における障がい保健福祉施策に関する現状と課題について  
説明者：進士障がい保健福祉課長

○相藤会長

非常に詳細なデータをお示しいただきましたのでご理解できたかと思えます。今の説明の中で何かご質問等があればお願いしたいと思います。

○熊川委員

熊本市の障がい福祉も、年々一歩一歩、少しずつ前進しているという実感を持っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。2点お伺いをさせていただきたいのですが、まず1点目はサービス利用申請体制です。ご存知のように特に東区の場合、支援の申請から区役所による調査の実施まで今大体1ヶ月半から2ヶ月という時間がかかっています、中央区も大変込み合っているとお聞きしております。実際の利用開始までだと審査会等をはさんで2ヶ月以上、3ヶ月以上かかっている実態があるようです。当然、申請して調査して決定までに一定の時間がかかるというのは仕方がないのですが、申請される方は、ヘルパーさんを使いたいということも含めて今サービスを使いたいという方たちです。そういう状況を考えると、あまりに時間がかかりすぎかと思っております。おそらく調査員が足りないことが、原因として大きいかと思えますが、このことについて改善の検討というものを何かされておられるかどうかというのがひとつです。

2つ目の計画相談ですが、これは質の部分と量の部分であります。まず量の部分で言いますと、予測されたことだと思えますが、現在、相談支援事業所は悲鳴をあげる状況になっています。地区によって地域によって違いがありますが、先ほど課長が言われましたように国が示したのは一人の相談支援専門員あたり年40人です。しかしながら当法人の青空では月10人という人数を受け、夜も遅くまで残らざるを得ない状況です。計画相談、サービス等利用計画案の提出が遅れると利用者の方に非常にご迷惑をかけるといった状況もあります。青空に限って言えばもうすでに、依頼をお断りせざるを得ないし、月10人以上は持ちにくいことがあります。資料の44ページになりますが、この対象者数というのは600人、2,300人、5,700人、この人数については市のほうでほぼ正確な人数が想定できるだろうと思うのですが、専門員の15人、58人、143人、先ほども課長が最後に課題であるというふうに触れられましたが、この人数についての確保はかなり厳しいのではないかと思っております。実際、相談支援専門員の確保ができず足りない場合、その年度に予定していた計画相談の実施ができないという事態も起こりうるかと思えます。そうなった場合は計画相談なしということも想定をされていらっしゃるかという、量の問題がひとつです。あと最後に質の問題ですが、計画相談は質の担保ということであれば、たとえばですがライン工房の中に、相談支援事業所を作って、専任の相談支援専門員を置き、内部で計画相談が完結してしまう。兼任の場合はモニタリングはできないとなっていたかと思うのですが、内部で完結してしまうとほとんど意味をなさないのではないかという気がします。あるいは今のように忙しすぎると、間に合わせるために、本来であればじっくりと取り組むべき人生の計画、ライフプランですが、時間をかけられないという状況が出てくるので

はないかという懸念があります。非常にこの計画相談は、熊本市でとても大きな予算をかけて実施する事業ですので、その計画の質の担保ということについては、市としてどのように対応することを考えていらっしゃるかということについて、よろしくをお願いします。

#### ■事務局（進士課長）

1つはサービス利用支援体制ということで、具体的には、東区が支援の申請から1ヶ月半から2ヶ月、あるいは中央区もかなり込み合っていることで、熊川委員のご指摘のとおり、調査をするというのがあります、各区役所が申請を受け付けし最終的にお返しするまで結構時間がかかってしまっている理由として2つあると思っており、1つはこの4月から区役所ができ、福祉課職員が慣れていない部分があるので、そういった部分の資質向上を図っていく必要があるかと思っております。ただ、それだけではカバーできないと思いますが、人員体制の増という部分については、全庁的に行革との関係で人員の削減といった方向性もございますので、まずは、区役所がどういう申請体制になっているのか、あるいはどれくらいの期間かかっているのかということをお互いにも聞いてはいるのですが、客観的に把握しているわけではないので、そういった把握に努めた上で、何をすべきなのかということをお互いにも考えていただきたいと思います。

それから2つ目は細かくは2つあったかと思っておりますが、計画相談支援のまず量的な部分で、たとえば44ページにお示ししているような、最終的には5,700人ということで、相談支援専門員の数が143人という試算をしていますが、143人という人数が足りない場合に計画相談というものの扱いをどうするのかというご質問だったかと思っております。今の段階としては、基本的には26年度までに、全障害福祉サービスの利用者に対して計画相談、サービス等利用計画の作成をしたいと思っておりますが、相談支援専門員の確保ができないと、総量として足りないということになりますし、先ほど熊川委員がおっしゃっていたように、ある意味では人生を考えることなので、ある程度時間をかけてやらないといけないと思っております。ある一定時期において、3段階の方針というのが本当にいいのか、あるいはできるのかというようなことを検証しないといけないと考えております。それからもうひとつ、計画の質の担保ということでございますが、熊川委員がおっしゃっていたように、兼任の方も付きっ切りになっているという話はたくさん聞いております。われわれとしても、やっぱり質の部分で、量的な拡充と合わせて、質の確保に対する何らかの支援も必要かと思っております。相談支援専門員の研修は、熊本県のほうで行っていただいておりますが、サービス等利用計画の作成、それからモニタリングも含めた支援について、先日自立支援協議会の場でも申し上げましたが、研修という一方的な講義形式ではなく、ケースワーク的なところで皆さんのレベルアップを図るということも含めて、どのようなことが質の向上に必要なのかということをお互いにも考えていきたいと思っておりますし、相談支援事業所の方々が、今現行やられているので、こういうことをやるべきではないか、あるいはこういうことが課題だということをお互いにも、丁寧に聞いていくということも必要だと思っております。

○宮田委員

熊川さんの話は基本的なところだと思うのですが、それ以前のところをぜひ皆さんと共有したいと思います。これは私の考えなのかもしれませんが、熊本市が自立という言葉を聴いたときにイメージされる内容について、インディペンデント、経済的な誰にも頼らない自立というようなものが意識されていると、質の向上はできないと思います。やっぱりインターディペンデント、辞書を見ると「依存」というように間違っただけで訳されているのですが、人は一人では生きていけないというような大原則や、つながりがあって、支えあって生きるのだという一番根本原理のところをおさえておかないと、インディペンデントということを前提に計画を進めたり支援をしたりすると、突き放してしまったり誤った支援をしたりすることになってしまうと思います。支援する側もされる側も最終的にはなくなってしまうようなものを、共生社会と言うのでしょうけれども、そういったものの理念をきちんと押さえていく必要があるのかと思いました。自立と共生の地域づくりという障がい者プランの最大スローガンにありますので、その辺のところは共通感覚になっているのかと、私も考えることがありましたので意見として申し上げます。

それに基づいて、計画相談について障がい者ケアマネジメントにはおそらく3つの問題があると思います。ひとつが、今言った基本的な理念に基づいて障がい者像をどのように描くかという、ケアマネージャーを担当する方、あるいは支援者が持っているスケール、技術と言いますか、ものさしの問題だと思います。このスケールについて言いますと、私も県のいろいろな研修を受けました。失礼な言い方ですが、厚生労働省がお示しになったケアプランについての計画のレベルは、もうちょっとひねらないといけないのではないかと思います。介護保険がいいかどうかはまた別として、介護保険のケアプランに比べるとやはり多少精度が劣ると私は認識しております。そういった問題は、皆さんと一緒に今後考えていかなければいけないことだと思います。

それからケアマネージャーの質、技術力です。その方がどのようにアセスメントをし、プランを立案し、障がい者が中心のプランに持っていかるといったときの技量の問題、これはもう訓練に頼るしかない部分もあるかもしれませんが、そういったことを今後どうしていくかということについては、78ページのところで、今後の課題で熊本市のほうでも整理されておりますので、これはまったく私も同感です。

それから、3つ目が、日隈さんもおいでいただいておりますので、当事者中心になっているかどうかというところを、きちんと検証していく必要があると思います。それではじめて、障がい者ケアマネジメントの質というものが支えられると認識しております。半ば2点、これからという部分もありますので、ご意見を申し上げます。

○相藤会長

宮田委員からは同感する、というようなご意見等も含めて、計画に期待をするというようなところでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○日隈委員

相談支援事業いんくるをやっておりますが、熊川さんとまったく一緒に、先月今月で10何件入ってきて、今後はちょっと受けられないような状態です。本当にどうしていいか、非常に心配しております。そして、訪問系でヘルパーの利用の時、ガイドラインが熊本市の場合あまりに厳しいのではないかという話が、実際相談の現場からあがってきます。特に重度の障がいを持った人が、地域の中で暮らそうと思ったときに、やっぱりヘルパーが足りない、時間数が足りない。じゃあどうしようかとなったら、生活保護を受けるしかないのです。生活保護の中の他人介護手当を利用するという形で自立されていますが、やっぱり本来の姿ではない気がします。ですからぜひともガイドラインを考えてもらえたらと思います。

#### ■事務局（原田審議員）

おっしゃるとおり、ガイドラインについては、今までもいろいろ議論をしていますが、これからもよりよいものにしていくということが必要だと思います。ただ、一定程度の目安としてあり、それが絶対ということではありませんので、個人個人のケースに合わせて対応していけるように、もう少し柔軟にという議論が必要なかもしれませんが、今までも改正をしておりますので、少しずつでもできる部分から、これからも意見をお伺いしながら改正をしていきたいと思っております。

#### ○相藤会長

人数が不足しているというのも、中身を調べていくと、時間帯によって集中する部分があって、そこで足りないというのも出てきているし、もうひとつは、高齢者と障がい者両方扱っている事業所で、なかなか障がいのほうのヘルパーさんたちが少ないというか、理解がないというか、理解がないともう行きたくなくなってしまう現状が聞かれております。そういう障がい者の方たちの、ピーク時にどう対応するかなど、もう少し中身を考えていただければという思いもいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○森田（秀）委員

熊本市の障がい福祉施策の推進がうまく行われているかどうかという全体的なことと、今後の課題ということで、確か平成18年か19年に、中央の福祉施策推進委員のほうで、推進の重点項目として8項目くらいあげていまして、年度ごとにそれぞれの項目に対して報告をするようにということで、目標率と達成率というようなことであつたかと思ひます。熊本市の数字を見ますと非常によくやっているとされるのですが、全国的な他の市町村での達成率と比べて熊本市はどうなのかということで、数字がありましたらお伺ひしたいと思ひます。8項目としましては、啓発・広報活動の推進、生活支援に対しての援助をどのようにするか、生活環境の問題、教育・育成、雇用・就業、保健医療、情報コミュニケー

ション、国際協力など、いくつか項目を分けて、それぞれ市町村に対して、項目ごとにその目標がどうだったかというようなことを平成19年度から中央の福祉推進委員会のほうに報告をするようにということであったかと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

■事務局（進士課長）

今ご指摘があったのは、重点施策実施5か年計画のことをおっしゃっているのだと思うのですが、国際協力まで含めて8分野のお示しをされましたが、まさにそれが本市でいう障がい者プランの7つの項目になっております。国のほうへの達成状況の報告や、他の市町村に比べてどうなのかというご指摘でございますが、国のほうに数字や達成状況を報告というようなことにはなっておりません。今年度の障害者白書を見ますと、今おっしゃっていた8分野の項目を、障がい者計画にどれくらい位置づけているのか、あるいは推進体制では、当事者間のヒアリングや、住民参加のような形でやっているのかどうかなど、そのような調査はあるようです。8分野の項目については、国際協力を除いては、われわれも定めています。国のデータを見ると、国際協力を項目として障がい者計画に入れているのは、3割ぐらいです。また計画の策定体制・推進体制ですが、基本的には3割ぐらいは、関係部局による横断的な取組みを行っているようですが、国の分析によると、計画策定時における当事者間のヒアリングや、住民参加で計画の策定がなされているかということについては、7割前後の都道府県・指定都市・市町村でなされているようです。障がい福祉計画のほうは、数値目標を掲げさせていただいていますが、障がい者プランについては、数値目標というのは本市においては入っていない状況ですが、国は推奨されているようです。たとえば、生活環境については、都市公園等にかかるマナー項目の新たな数値目標というものがありますが、われわれは、数値目標を位置づけるというところには至っていない状況です。

○森田（秀）委員

先ほどの生活支援ということで、ケアマネージャーの数や、教育の問題など、記憶では重点施策として挙げられていたかと思ったもので。

■事務局（進士課長）

いわゆるホームヘルプも含めた在宅サービスの充実というものは、障がい者プランのほうには盛り込ませていただいています。ただ、数値目標は、障がい者プランには位置づけをさせていただいていないということです。

○森田（哲）委員

うちの施設も宮田さんと同じ精神の家族会で運営している施設ですが、今就労継続支援B

型と就労移行支援をやっています。10月から計画相談支援が始まって長引いているという話がさっき出ていましたが、実際計画相談支援が始まる前から2ヶ月とかタイムラグがあっていまして、ご家族の方から結構相談があり、ずっと引きこもっている等の方々に、何度も訪問をして、半年スパンで訪問するときもあるのですが、「やっと出てみようか、B型利用しようか」と腰を上げていただいたときに、2ヶ月待ってくださいという話になってしまうと、自分の中で葛藤があります。マンパワーが足りなかつたり等状況は十分わかります。ただ法律的にどうなっているのかわからないのですが、申請時までさかのぼるとか、暫定支給的なこととか、マンパワーがどうしても足りなければ制度的なものを変えたりということで、その段階からスタートできるような形が取ればと思っています。当然計画相談支援が始まればもっと時間がかかってくると思っております。他の市町村では、さかのぼってしていただいたこともあったように思います。申請日なのか認定調査が終わった日なのか、どのタイミングまでかはわかりませんが、制度を変えることが可能なのかどうかというのをひとつお聞かせいただけたらと思っております。

もうひとつは、先ほどの障がい者の嘱託員の雇用という69ページに書いてある部分なのですが、障がい者嘱託員雇用ということで、括弧書きで「身体障がい者については、毎年正職員として採用していますので、この事業に含めません」と書いてあるところで、もとの正職員の募集の規定に身体障がい者に限るといふ文言があるのかどうか知らないのですが、これをぱっと見たときは、身体障がい者の方は正職員として頼れるけれども、精神と知的障がいの方は頼れないので、このようにやっているというように見えないことのないので、表記の仕方が、一般の企業の方が見たときに誤解を招くかと思ったものですから、その辺を教えていただければと思い質問しました。

#### ■事務局（原田審議員）

申請から時間がかかるケースということで、以前からもあったのですが、その点についてお答えをします。介護保険と違うところは申請時にさかのぼることができないというのが制度上あります。ただ緊急を要するときは、決定を先にして、お支払いは本人さんがいったん施設のほうに、あるいはヘルパーにさせていただいて、その後お返しするという制度があります。どうしても介助者の方がないということで、短期入所で緊急に決定をしたというケースが、過去2回か3回はあったと思います。ただおっしゃったように就労系のサービスで、申請日、あるいはその調査日にさかのぼって決定したケースは現在ありません。ただこれは運用の問題になってきますので、研究する余地はあると思います。

#### ■事務局（宮本局次長）

私は、18年19年と障がい保健福祉課長をやっており、その途中で嘱託員の雇用を開始しました。そのとき対象をどうするかということで考えたときに、ひとつは、正職員として身体障がい者の方を雇用とするという枠がすでにありました。障がい者の方の就労は以前

から大きな課題となっており、何とか解決に向けて取り組もうということで、今困っているのはどういう方かという、やはり知的の障がいの方や、精神の障がいの方であるというところから、その 2 つの障がいの方を中心に、嘱託として雇用するようになってきました。知的の方と精神の方と最初は二人でしたが、だんだん人数も増やし、今のようになっているわけですが、やはり正職員としての雇用の前の準備の訓練と、仕事に慣れるというような意味合いもありまして、1年間で変わっていくということになりました。最初は、次のお仕事のお世話までできればと思っておりましたが、私たち職員ではなかなか難しいところがあり、なかなかできませんでした。今は、ジョブコーチ的な方もいらっしゃるの、そういう方にどこまでやっていただくのか、また障害者就業・生活支援センターとの関係をどうするのかというところが、今後の課題ではないかと思っております。

○相藤会長

この表記はどうにかならないでしょうか。

○森田（哲）委員

制度としてはとても素晴らしいと思っているのですが、行政の方でもやっぱり身体障がいの人しか雇えないのかというイメージを持つものですから、その辺を検討していただきたいなと思います。

■事務局（宮本局次長）

その後人事課に異動して、人事課でもどうにかならないのかとずいぶん研究してもらいました。今公務員は、競争試験というのが前提にあるものですから、競争になじむものかどうかということがあります。どのようにやれば、皆さんにご理解いただけるような採用の仕方になるのかというのを考えましたが、いまだに解決の方法というものが見つかりません。表記の方法については検討してみたいと思います。

○一門委員

身体障がいの方たちは障がいそのものが固定していて安定しておられるため、部分的障がいみたいなどころがありますが、精神障がいの方は非常に認知能力の高い方も症状がぶれます。だから長期に定職につかれることの難しさがあるような気がします。それから知的障がいの方は、知的能力だけではなく、全般的な障がい、いろんな弱さをお持ち合わせなので、一般職員として競争をしていけるような障がい特性ではないためこういうことになっているのだと思います。できるだけ人権問題に触れないような表記にはしていただきたいのですが、市が雇用体制としてこのようにしておられることは、私たちも受け止めざるを得ないような側面があるかと思えます。1年で職を失ってしまうので、このあとどうす



るのかという方もおられます。皆さんお分かりかと思いますが、障がい特性からくることかと考えましたので、申し上げました。

■事務局（宮本局次長）

実際に嘱託として雇用を始めたところ、精神障がいの方は病状に波が出てきたり、環境が変わったこともあって途中で入院されるようなケースが何ケースか出てまいりました。そうすると1年間で雇用を区切ってしまうと、実際に働いていただける期間というのが非常に短くなってくるもので、今年から1年希望すればもう1年延長できるような形にしました。そうしますと、たとえ入院というような期間が出てまいりましても、必要な訓練の期間は確保できるだろうというところで考えております。

○川村委員

84 ページの実態調査について、この移動手段の関係でどうしても行動障がいなどがあれば、なかなか一人では生きていかれないし、支えが必要です。この調査は、具体的にいつごろされますか。

■事務局（進士課長）

先ほどの説明の中で近日中にと申し上げましたが、具体的には来週の月曜日に発送をさせていただくことにしております。対象者数については、さくらカードの対象者数が約2万7千人でございますが、その中で無作為抽出をいたしまして、約1万人の方に調査をさせていただくということでございます。

○吉田委員

嘱託の採用について、精神障がいの方、知的障がいの方は競争という部分で非常に難しいということでしたが、中小企業家同友会の中に専門の委員会として、障がい者雇用支援委員会というものを作っています。企業の方から、障がい者雇用の安定化、推進の仕方をさまざまな角度から今勉強している最中なのですが、今までまったく雇用経験のない企業さんでこの委員会での勉強会に参加して、正規雇用は難しいがパートやアルバイトで始めようという企業さんも何社もあり、実際そこで仕事をされている風景を見られて、知的障がいの方であっても正職員になりました。知的障がいとか精神障がいだから競争の中では難しいということで、そのスタートラインにも立てないというのはかわいそうな思いもしています。身体障がい者に限り正職員というのではなくて、そこにチャレンジする土俵に上がるチャンスは、ぜひ与えていただきたいというのが、障がい者雇用支援委員会として活動した中で感じてきたことですので、ぜひご一考いただければと思います。

○田島委員

先週の 14 日に、労働局が障害者雇用状況報告書の集計結果を公表しています。平成 18 年から国及び地方公共団体における障害者雇用状況が実名入りで公表されています。その中で、熊本市としては 2.1%で雇用率を達成されているという状況ですが、来年 4 月から法定雇用率が 2.3%に引き上げられますので、分母が同じならば不足数 4 となってしまいます。これは本庁の話です。それから今までは熊本県教育委員会が 30 数名不足ということでしたが、熊本市が政令指定都市になったことにより、不足数は熊本県教育委員会よりも、熊本市教育委員会の方が 26 名と多くなっています。熊本市の施策として一般就労への支援強化ということですが、行政機関として周りに情報発信をしていく上では、自分のところはどうかと言われかねません。これは障がい保健福祉課でということではなく、熊本市、市教育委員会、全庁的にこの 26 名の不足、それから来年は場合によっては 4 名不足が生じてしまうという状況の中で、障がい者の雇用促進に取り組んでいただけないかと思っております。

○丸谷委員

子どもの教育のことでお伺いします。小中学校の特別支援学級や、いわゆる通常学級に在籍している障がいを持つ子どもさんたちに対しての、支援員はどのようになされているのかと思います。今、田島委員のおっしゃった、教育委員会の雇用率が少ないという場合に、この支援員のほうに教育委員会のほうからの雇用率も行くのかなと思いました。

○一門委員

支援員はほとんどの学校に入っております。ただし、現在は何らかの免許を持っている人というのではなくて、子どもが好きな人なら誰でもいいというような枠になっています。そしてどの学校も、支援員がたくさんほしいというのが実態です。たった一人ずつでは足りないというような状況にありますが、その数もどんどん減らされています。私としては、嘱託でも教員の数を増やしてほしい。それが財源的に無理なので、支援員という形でカバーされていますが、この方たちは非常に雇用が不安定で、一学期の終わりに仕事なくなり、夏休みは何も収入がありません。そういう形で支援員さんは私の卒業生とかも結構入っていますが、学校の中で重宝がられているところはあります。やりがいがなくすぐおやめになる方もいるようですが、研修はちゃんとやっております。ただしあくまでも担任の先生の下働きだから主体的に動けないので、やりがいがないと言っている方もいますが、その数はかなり増えています。そしてどの学校にも配置されている状況です。

○相藤会長

さまざまなお意見をいただきまして、現状と課題についてこれから事務局のほうで、これらの意見を踏まえたところで検討していただければと思います。議事の中にはその他と

ありますが、皆様のご意見をたくさんいただいたということで、事務局からの連絡に移らせていただきます。

■事務局（進士課長）

本日はありがとうございました。本年度の施策推進協議会については、この 1 回ということとで終了でございますが、来年度につきましては、基本的には本年度と同様に 1 回程度の開催ということで考えております。時期については、検討しなければいけないと思っております。今後 26 年度は、障がい者プランの中間的な見直し、それから障がい福祉計画第 4 期の計画策定作業ということが控えておりまして、26 年度についてはかなりの頻度でのご審議をお願いすることになると思います。

本日ご説明をいたしました、本市の障がい保健福祉施策に関する課題の更なる分析や、取組みの方向性につきましてご意見伺い、検討してまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様方の専門的な見地からご意見・ご助言を賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○相藤会長

以上で本日のすべての議事が終了しました。予定よりも超過してしまいましたが、さまざまなご意見をいただいたことに感謝を申し上げます。これで議事を終了させていただきます。進行を事務局のほうにお返しいたします。

■事務局

本日は皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

これもちまして、平成 24 年度熊本市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。長時間にわたりましてのご審議をありがとうございました。